

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和8年1月26日

世田谷区

### 1 業務の概要

#### (1) 件名

第47回せたがやふるさと区民まつり参加団体等用弁当の購入（概算契約）

#### (2) 目的

約25万人規模の大型野外イベントという条件に留意し、食中毒等の衛生面全般の管理徹底はもとより、区民まつりの重点課題の一つである「ごみの減量と環境配慮」への取り組みとして、環境に配慮した可燃性の容器等の使用や、使用済み容器の回収・処分ができ、かつ価格・味覚を含む内容・納品方法等において最も充実した弁当を安全かつ確実に手配できる事業者を選定する。

#### (3) 業務内容

令和8年6月6日（土）、7日（日）にJRA馬事公苑（世田谷区上用賀2-1-1）、けやき広場（世田谷区上用賀2-3・4の間）を中心に開催される「第47回せたがやふるさと区民まつり」において、参加団体等に提供する弁当を製造し、JRA馬事公苑内の指定する場所に納入する。また、使用済み容器を同苑内の別途指定する場所から回収する。（納品等に使用する車両は2トン車以下とする。なお、納品および回収の際は、台車等を用いた人力搬送が発生する。）

この業務に関しては、2日間で計4回の提供を予定しており、納品日時によって4ブロックに分け、ブロックごとに1種類の弁当を手配する。但し、複数ブロックを同一で手配することもできるとする。

#### 【各ブロックでの予定個数】

内訳：ブロック①	6月6日（土）	昼食	約1,200個
ブロック②	6月6日（土）	夕食	約1,000個
ブロック③	6月7日（日）	昼食	約1,200個
ブロック④	6月7日（日）	夕食	約900個

#### (4) 契約者決定の方法

公募による「企画提案及びサンプル審査」とする。

### 2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

#### (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、世田谷区から入札参加停止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。(ただし、世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録があることは、本件の参加資格条件ではない。)
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格を持たない者は、次に掲げる下記書類を提出すること。
- ①登記事項証明書（発行日が提出日から3ヶ月以内であるもの） 1部
  - ②法人に関する書類（定款、役員名簿等） 各1部
  - ③会計に関する書類（直近の会計年度の財産目録、直近の貸借対照表や損益計算書をはじめとする財務諸表） 各1部
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更生手続開始の申立てまたは、民事再生法第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 「第47回せたがやふるさと区民まつり弁当購入事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属している事業者でないこと。
- 委員長：森田 太 生活文化政策部区民健康村・ふるさと・交流推進課長  
委 員：伊藤 祐二 生活文化政策部市民活動推進課長  
宮本 千穂 生活文化政策部人権・男女共同参画課長

### 3 提案書提出者の選定・通知

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。確認結果・招請通知は、全参加事業者あてに郵送にて通知する。

通知日時：令和8年2月13日（金）以降

### 4 質問

質問〆切：令和8年2月24日（火）

質問回答：令和8年2月27日（金）以降

### 5 提案書を特定するための評価基準

評価にあたっては、以下の基準を総合して判断する。

#### (1) 様々なニーズに対応できる組織体制と実績

①組織体制：

弁当の受注について短期間に大量に処理し、かつ、急な数量変更にも対応できる量販体制の整った施設を備えているか。

②実績：

令和2年度以降、イベントにおいて1食に900個以上を販売した実績を有しているか。

③食中毒等に配慮した衛生面：

製造時の調理者、調理場における衛生対策は適切か。また、衛生面に配慮した配達車の仕様、配達方法か。

屋外イベントに留意した納品方法か。（保冷容器や保冷剤を利用した納品・回収等の可否など）

④環境配慮及びごみ削減の工夫：

可燃性の容器使用の他、工夫している点があるか。

(2) 内容・味

①食べやすさに配慮されているか。

②使用食材（産地、無添加、無農薬等）：

屋外イベントに適した食材・調理方法を用いているか。また、使用食材に特筆すべき点はあるか。

③彩り風味が良好か。

(3) 価格

①弁当一つあたりの単価：

紙パック等のお茶、箸、おしごり付きで、配送料及び使用済み容器の回収も含む

(4) その他

①業務に対する基本的な考え方や改善提案等

## 6 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区生活文化政策部区民健康村・ふるさと・交流推進課

住所 〒156-0043

世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎3階

電話 03-6304-3593 FAX：03-6304-3714

(2) 実施要領兼説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月9日（月）午後5時まで

②交付場所

世田谷区ホームページまたは上記6「(1) 担当部課」窓口

③交付方法

世田谷区ホームページからのダウンロードまたは窓口にて希望者に直接無償交付。

なお、窓口での交付は、期間中の平日午前9時から午後5時まで、土日・祝休日は

ホームページのみとする。（[世田谷区トップページ](#)→[区政情報](#)→[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)→[現在実施中のプロポーザル情報](#)→[くらし・手続き](#)にて公開）

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

令和8年2月9日（月）午後5時 必着

※持参の場合、土日・祝休日・開庁時間（午前8時30分～午後5時15分）外を除く

②提出場所及び方法

上記6「(1) 担当部課」へ持参または郵送（追跡サービス等で到着確認のできる方法で送付すること。）による

(4) 提案書及びサンプルに関する提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

ア 提案書

令和8年3月16日（金）午後5時 必着

※持参の場合、土日・祝休日・開庁時間（午前8時30分～午後5時15分）外を除く

イ サンプル

令和8年3月25日（水）午前11時 必着

※提出時間の詳細については、別途通知する。

②提出場所及び方法

ア 提案書

電子メールにて提出もしくは上記6「(1) 担当部課」窓口へ持参すること。

イ サンプル

上記6「(1) 担当部課」窓口へ持参すること。

## 7 その他

(1) 本件に関する説明会は実施しない。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金 「免除」

(4) 契約書作成の要否 「要」

(5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 「無」

(6) 審査終了後、参加者には評価基準ごとの合計点と順位を通知する。また、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）は区別が公表されることとする。

(7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属する。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6「(1) 担当部課」に同じ

(9) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(10) 提出書類等は返却しない。また、提案された提案書は当事業の業者選定以外の目的に使用しない。

(11) 参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。

(12) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効のものとするとともに、虚偽の記載をした者に対して契約を無効とする。

(13) 本業務の実施にあたっては、区民まつり協力者等に1日あたり、異なる2種類の弁当の提供を予定しているため、納品日時によって4ブロックに分け、ブロックごとに契約する。